

1 基本概念

1-1 法の解釈

解釈→法の解釈 271

文理解釈→ 〃 〃

反対解釈→ 〃 〃

拡張解釈→ 〃 〃

縮小解釈→ 〃 〃

例文解釈→ 〃 〃

類推解釈→ 〃 〃

類推適用 307

準用→類推適用 307

1-2 法律要件・法律効果, 証明責任

法律要件・法律効果 276

要件→法律要件・法律効果 276

効果→法律要件・法律効果 276

法律事実→法律要件・法律効果 276

要件事実・主要事実 293

証明責任（立証責任） 137

挙証責任→証明責任（立証責任） 137

法律要件分類説→証明責任（立証責任）

137

主張責任 125

推定・みなす（看做す） 147

1-3 その他

公法・私法 81

実体法・手続法 116

一般法・特別法 13

ウィーン売買条約 17

国際統一売買法→ウィーン売買条約 17

国際物品売買条約→ウィーン売買条約 17

善意・悪意 157

故意 75

過失 30

具体的過失・抽象的過失→過失 30

軽過失→過失 30

重過失→過失 30

瑕疵 25

代位 172

譲渡 133

処分行為 139

催告 94

撤回→取消し 216

適法行為・違法行為 200

原始取得・承継取得 68

特定承継・包括承継 212

第三者 174

転得者 203

一般財産・責任財産・特別財産 12

少額訴訟 129

2 民法総則

2-1 総 説

2-1-1 民法の意義, 基礎概念

パンデクテン方式 228

民法の現代語化 281

権利→私権 107

私権 107

請求権 149

形成権 64

抗弁権 81

民事責任 281

無限責任→有限責任・無限責任 291

有限責任・無限責任 291

自力救済 141

自救行為→自力救済 141

緊急避難→自力救済 141

正当防衛→自力救済 141

2-1-2 民法の基本原則

権利能力平等の原則 74

所有権絶対の原則 140

私的自治の原則 116

意思自治の原則→私的自治の原則 116

自己決定権 111

自己責任の原則→過失責任の原則 31

2-1-3 基本原則の修正原理, 一般条項

公共の福祉 77

信義則（信義誠実の原則） 142

権利失効の原則 72

権利の濫用 74

無過失責任 282

禁反言 59

エスツッペル→禁反言 59

事情変更の原則 112

クリーンハンズの原則 clean hands 63

一般条項（白地規定） 12

2-1-4 信託保護制度

動的安全・静的安全 212

信託保護制度 144

権利外観理論 71

外観法理→権利外観理論 71

表見法理→権利外観理論 71, 信託保護
制度 144, 表見代理 237

2-2 権利主体

2-2-1 自 然 人

権利能力 72

胎児 176

出生 125

意思能力・意思無能力者 8

事理弁識能力 141

行為能力 75

制限行為能力者 150

未成年者 280

成年被後見人 154

被保佐人・保佐人 234

被補助人・補助人 235

親権者→法定代理人 270

後見人→法定代理人 270

保佐人→被保佐人・保佐人 234

補助人→被補助人・補助人 235

詐術（制限行為能力者の一） 104

成年後見制度 153

任意後見人・任意後見契約→成年後見制度
153

行為無能力者 76

準禁治産者→成年後見制度 153

禁治産者→成年後見制度 153

住所・居所 124

不在者 244

失踪宣告 114

同時死亡の推定 209

2-2-2 法人

法人 266

寄附行為 47

代表 179

社員・社員権 120

法人格否認の法理 267

法人の不法行為責任 269

権利能力なき社团 73

2-3 物

物 289

不動産・動産 254

建物 184

元物・果実 40

天然果実・法定果実→元物・果実 40

主物・従物 125

特定物・不特定物 215

種類物→代替物・不代替物 179
 代替物・不代替物 179
 有体物・無体物→物 289
 無記名債権 283

2-4 法律行為

2-4-1 意義

法律行為 273
 単独行為→法律行為 273
 契約 65
 合同行為→法律行為 273
 物權行為・債權行為 247
 成立要件・有効要件 154
 適法行為・違法行為 200
 要式行為 294

準法律行為 129
 事件 107

2-4-2 法律行為の解釈

法律行為（契約）の解釈 274

2-4-3 公序良俗

公序良俗 78
 公の秩序・善良の風俗→公序良俗 78

暴利行為 272

2-4-4 強行法規違反

強行法規・任意法規 51
 強行規定・任意規定→強行法規・任意法規 51

取締法規・効力法規 218

取締規定・効力規定→取締法規・効力法規 218

脱法行為 184

2-5 意思表示

2-5-1 意義

意思表示 9
 意思主義・表示主義 6

2-5-2 意思表示の効力発生

隔地者・対話者 24

発信主義・到達主義 227

2-5-3 意思表示の効力

心裡留保 146
 虚偽表示 57
 通謀虚偽表示→虚偽表示 57
 94条2項の類推適用 47

錯誤 102
 表示の錯誤 239
 動機の錯誤 208
 瑕疵担保責任と錯誤 27
 詐欺による意思表示 100
 強迫による意思表示 56
 情報提供義務 136

2-6 代理

2-6-1 意義

代理・任意代理・法定代理 181
 有権代理→無権代理 283
 署名代理 139
 共同代理 54

法定代理人 270

復代理 243

復代理人 243

使者 111

2-6-2 代理権・代理行為

授權行為 124
 委任状 14
 自己契約・双方代理 110
 利益相反行為 295
 代理権の濫用 182

2-6-3 無権代理・表見代理

無権代理 283
 表見代理 237
 越権代理→表見代理 237
 白紙委任状 226

2-7 無効・取消し

無効 284
 絶対的無効・相対的無効 156
 取消しの無効→絶対的無効・相対的無効 156
 一部無効・全部無効 11
 追認 196
 法定追認 271
 取消し 216
 遡及効 165

2-8 条件・期限・期間

条件・期限 130
 不法条件 260
 停止条件→条件・期限 130
 解除条件→条件・期限 130
 期限の利益 42
 付款→条件・期限 130
 期間 41

2-9 時効

時効 108
 時効の援用 109
 時効の中断 109
 時効の停止 110
 時効利益の放棄 110
 除斥期間 138
 消滅時効→時効 108
 取得時効→時効 108

3 物 権 法

3-1 物権の意義・客体・種類

物權法定主義 253
 排他性 224
 一物一権主義 11

3-2 物権の効力

物權的請求權（物上請求權） 248
 物上請求權→物權的請求權（物上請求權） 248
 物權的返還請求權 249
 物權的妨害排除請求權 249
 物權的妨害予防請求權 250

3-3 物権の変動

3-3-1 総説

物權變動 250
 混同 85
 意思主義・形式主義→物權行為・債權行為 247
 公示の原則 78
 公信の原則 79
 公信力→公信の原則 79
 94条2項の類推適用 47

3-4 不動産物權變動

3-4-1 総説

二重譲渡 220
 177条の第三者 236
 背信的惡意者 224
 登記 204

仮登記 38	筆界確定訴訟→境界確定訴訟 49
登記請求権 207	筆界特定制度 232
中間省略登記 192	無主物先占 284
3-4-3 対抗問題	先占→無主物先占 284
対抗要件 173	遺失物拾得 7
対抗力 173	埋蔵物 280
	添付 203
	付合 244
	混和 86
	加工 25
3-5 動産物権変動, 即時取得	共同所有 53
引渡し 230	共有 57
即時取得(善意取得) 165	総有→共同所有 53
	合有→共同所有 53
3-6 立木などの物権変動と 明認方法	区分所有権 60
明認方法 285	

3-7 占有権

占有権 160
占有 159
所持 138
代理占有 183
占有改定→引渡し 230
指図による占有移転→引渡し 230
自主占有・他主占有 112
善意の占有・悪意の占有 157
必要費・有益費 232
占有訴権 160
占有回収の訴え 159
占有保持の訴え 161
占有保全の訴え 161

3-8 所有権

所有権 139
相隣関係 165
境界確定訴訟 49

3-9 用益物権

制限物権→担保物権・用益物権 189
用益物権→担保物権・用益物権 189
地上権 192
地役権 191

4 担保物権

4-1 総説・債権の担保

債権の担保・人的担保・物的担保 93
債権者平等の原則 90
担保物権・用益物権 189
付従性(担保物権の一) 245
随伴性 148
不可分性(担保物権の一) 241
物上代位 253
物上保証・物上保証人 253
第三取得者 176

4-2 抵当権

4-2-1 抵当権の効力

抵当権 198
転抵当 203
動産抵当 209
付加物 241

4-2-2 抵当権の実行

代価弁済 172
抵当権消滅請求 199
抵当建物使用者の引渡しの猶予 199
法定地上権 270
滅除(民法改正により廃止) 199

4-2-3 共同抵当, 根抵当

共同抵当 54
根抵当 221

4-3 質権

質権 114
転質 202
流質 306
権利質 72

4-4 留置権

留置権 306

4-5 先取特権

先取特権 99

4-6 非典型担保

非典型担保 233
仮登記担保 38
代物弁済予約 180
停止条件付代物弁済契約→代物弁済予約

180

譲渡担保 133
所有権留保 140

5 債権法(債権総論)

5-1 債権法総説

債権 87
継続的債権関係 64
原始的不能・後発的不能 69
債務→債権 87
自然債務 113
付随義務 246
安全配慮義務 1
債権侵害 91

5-2 債権の目的

種類債権 127
特定(種類債権の一)→種類債権 127
制限種類債権→種類債権 127
選択債権 158
金銭債権 59
金額債権→金銭債権 59
利息債権 304
利息制限法 304

5-3 債権の効力

5-3-1 総説

債権 87
履行 296

5-3-2 現実的履行の強制

強制履行 52
直接強制 193
代替執行 178

間接強制	39
支払督促	116
強制執行	51
執行証書	114
債務名義	98
差押え	103
仮差押え	35
仮執行・仮執行宣言	36
仮処分	36
作為給付・不作為給付，作為債務・不作為債務	101
5-3-3 債務不履行に基づく損害賠償請求	
債務不履行	97
履行遅滞	296
履行不能	298
不完全履行・積極的債権侵害	242
追完→不完全履行・積極的債権侵害	242
損害賠償	169
損害	167
遅延賠償・填補賠償	191
損益相殺	166
損害軽減義務	168
故意	75
過失	30
善管注意義務	158
自己の財産におけると同一の注意→善管注意義務	158
帰責事由	45
過失責任の原則	31
履行補助者の行為に対する責任	299
違法行為→適法行為・違法行為	200
違法性	15
因果関係・相当因果関係	16
不可抗力	240
履行利益・信頼利益	300
慰謝料	10
過失相殺	32

事理弁識能力	141
違約金	15
請求権競合	149
5-3-4 受領遅滞	
受領遅滞	126
債権者遅滞→受領遅滞	126
5-4 責任財産の保全	
債権者代位権	88
詐害行為取消権	98
債権者取消権→詐害行為取消権	98
5-5 多数当事者の債権関係	
可分給付・不可分給付，可分債務・不可分債務	35
連帯債務	308
不真正連帯債務	245
保証	277
保証債務	278
連帯保証	308
根保証	222
5-6 債権関係の移転（債権譲渡・債務引受け）	
債権譲渡	90
債務引受け	96
履行引受け	298
5-7 債権の消滅	
弁済	262
第三者弁済	175
代理受領	182
債権の準占有者への弁済	92
代物弁済	172

弁済の提供	264
持参債務・取立債務・送付債務	111
弁済による代位（代位弁済）	263
供託	52
求償権	48
相殺	161
自働債権・受働債権→相殺	161
更改	76
免除	286
混同	85

6 契約法

6-1 総説

契約	65
契約自由の原則	65
方式自由の原則→契約自由の原則	654
契約の解釈→法律行為（契約）の解釈	274

6-2 契約の種類

諾成契約・要物契約	183
双務契約・片務契約	163
有償契約・無償契約	291
典型契約・非典型契約	201
有名契約・無名契約→典型契約・非典型契約	201
労務提供型契約	309
労務供給契約→労務提供型契約	309

6-3 契約の成立

申込み	288
申込みの誘引→申込み	288
発信主義・到達主義	227
隔地者・対話者	24

約款	290
普通契約約款→約款	290
契約締結上の過失責任	67

6-4 契約の効力

原始的不能・後発的不能	69
危険負担	43
給付危険・対価危険	48
危険領域説	44
代償請求権	177
同時履行の抗弁権	210
給付・反対給付	49
不安の抗弁権	240
第三者のためにする契約	174

6-5 契約の解除

解除	22
解約告知・解約・告知	24
解除権→解除	22
定期行為	197
解除権不可分の原則	23
原状回復	69
クーリング・オフ cooling off	61

6-6 典型契約

6-6-1 贈与	
贈与	164
死因贈与→遺贈	10
6-6-2 売買	
売買	225
売買の予約→片務予約・双務予約	265
片務予約・双務予約	265
予約完結権→片務予約・双務予約	265
手付	200
解約手付→手付	200

証約手付→手付 200
 違約手付→手付 200
 損害賠償額の予定 170
 担保責任 186
 売主の担保責任→担保責任 186
 追奪担保責任 196
 瑕疵担保責任 26
 瑕疵担保責任の法的性質 28
 瑕疵担保責任と錯誤 27
 再売買の予約 95
6-6-3 交換
6-6-4 消費貸借・使用貸借
 消費貸借 135
 利息制限法の改正 305
 使用貸借 132
6-6-5 質貸借
 質貸借 195
 質借権 194
 転貸借 202
 不動産質借権→質借権 194
 借地権 120
 必要費・有益費 232
 有益費→必要費・有益費 232
 敷金 106
 信頼関係破壊の法理 144
 借地借家法 121
 定期建物質貸借 197
 建物保護法 185
 借地法 122
 借家法 123
 リース 303
 ファイナンス・リース→リース 303
 サブリース 105
6-6-6 労務提供型契約
 (雇用・請負・委任・寄託)
 雇用 83
 安全配慮義務 1
 請負 19

委任 13
 委任状 14
 間接代理 40
 寄託 46
6-6-7 組合・和解
 組合 60
 和解 311
 示談→和解 311
6-6-8 消費者契約
 情報提供義務 136
 約款 290
 普通契約約款→約款 290
 消費者契約法 134
 特定商取引法 212
 割賦販売・割賦販売法 33
 抗弁権の接続→割賦販売・割賦販売法 33
 訪問販売→特定商取引法 212
 クーリング・オフ cooling off 61

7 法定債権関係(事務管理・不当利得・不法行為)

7-1 事務管理

事務管理 117
 準事務管理 128

7-2 不当利得

不当利得 254
 類型論(不当利得の一)→不当利得 254
 侵害利得→不当利得 254
 転用物訴権→不当利得 254
 現存利益 70
 非償弁済 231
 不法原因給付 258

7-3 不法行為

7-3-1 総説

不法行為 259
 過失責任の原則 31
 無過失責任 282
 報償責任 266
 危険責任 42
 取引の不法行為 218

7-3-2 一般的不法行為

故意 75
 過失 30
 善管注意義務 158
 人格権 142
 名誉毀損 285
 プライバシー権 261
 債権侵害 91
 違法性 15
 因果関係・相当因果関係 16
 不可抗力 240
 責任能力 155

7-3-3 不法行為の効果

損害賠償 169
 損害 167
 原状回復 69
 損益相殺 166
 慰謝料 10
 差止請求権 104
 過失相殺 32
 素因(被害者の一)→過失相殺 32

感謝料 10

差止請求権 104

過失相殺 32

素因(被害者の一)→過失相殺 32

7-3-4 特殊不法行為

使用者責任 131
 工作物責任 77
 土地工作物責任→工作物責任 77
 共同不法行為 55
 国家賠償法 83
 製造物責任 products liability 152
 P L 法→製造物責任 products liability

152

8 親族

8-1 総説

親族 143
 血族 68
 身分行為 281
 扶養義務 260

8-2 婚姻

婚姻 84
 内縁 219
 婚約 85
 日常家事債務 220
 夫婦財産制 240
 離婚 301
 有責主義・破綻主義 292
 財産分与請求権 95
 再婚禁止期間(待婚期間) 95

8-3 親子

実子 114
 嫡出子→非嫡出子・準正 231
 非嫡出子・準正 231
 準正→非嫡出子・準正 231
 親権者→法定代理人 270
 後見人→法定代理人 270
 養子・養子縁組 293
 養子縁組→養子・養子縁組 293
 離縁 295
 特別養子 216

9 相 続

9-1 総 説

相続・相続人 163

相続回復請求権 162

代襲相続 177

積極財産・消極財産→限定承認・単純承認 71

9-2 相 続 人

表見相続人 237

僭称相続人→表見相続人 237

9-3 相続の効力

特別受益・寄与分 215

遺産分割 5

9-4 相続の承認および放棄

限定承認・単純承認 71

相続放棄 163

9-5 遺 言

遺言 4

遺贈 10

遺留分 15

(たとえば、全遺産の20%)についてなされる包括遺贈と、②特定の財産(たとえば、特定の家屋)についてなされる特定遺贈がある。包括遺贈の場合、受遺者は相続人と同一の権利義務を有する(990条)。

【遺贈と死因贈与】

自分が死んだらこの土地を誰それにあげる、という契約を死因贈与という。死因贈与は、死亡によって効力を生ずる点で遺贈に類似するため、遺贈の規定の多くが死因贈与に準用される(554条)。

死因贈与は契約であり、相手方との合意を必要とする(あげよう、もらおうという意思表示が必要である)。これに対し、遺贈は次の点で死因贈与と異なる。①遺贈は単独でできる(単独行為の一種)。②遺贈の方式に関する規定は死因贈与に準用されない。③遺贈をなすには、通常の行為能力を必要としない。たとえば、未成年者でも、満15歳になれば遺贈ができる(961条)。

⇒遺言(p.4)、遺留分(p.15)、法律行為(p.273)

一物一権主義

[いちぶついつけんしゅぎ]

所有権などの物権は、目的物を排他的に支配する権利であるから(排他性)、1個の物の上に互いに相容れない内容の物権は一つしか成立しえないとする原則をいう。

したがって、同一の物の上に二人が同時に所有権を有することはない。ただし、不動産の二重譲渡において、第一譲受人と第二譲受人の双方が未登記の場合など、物権が確定的支配をともなわない場合について、若干の例外がある。

また、この原則は、逆に、1個の物権の客体は1個の独立した物でなければならないとの意味でも用いられる。その根拠は、物権の客体を特定し、その公示を容易化することにより、取引の安全を確保する必要性に求められる。

したがって、物の一部分に物権は成立しないし、また、複数の物の上に単一の物権は成立しない。

ただし、この意味での原則もまた、取引上の必要性から修正される傾向にある。たとえば、判例は、一筆の土地の一部の売買や取得時効を認めており、動産の集合体(たとえば、特定の倉庫にある商品全部)も1個の集合物として単一の譲渡担保権の目的となりうるとする(集合動産譲渡担保)。

⇒物権(p.247)、排他性(p.224)、公示の原則(p.78)、二重譲渡(p.220)、譲渡担保(p.133)

一部無効・全部無効

[いちぶむこう・ぜんぶむこう]

ある法律行為の一部分だけを無効とすることを一部無効といい、これ